（公財）兵庫県まちづくり技術センター

“景観アドバイザー”新規登録者募集のご案内

“景観アドバイザー”として当センターに登録し、伝統的建築物や景観保全に関する専門知識と技術により、県民による良好な景観形成の推進に協力いただける専門家（建築士等）を募集いたします。

【景観形成地区と景観形成支援事業】

当センターでは、県の景観条例等※1 による景観形成地区等において、良好な景観形成の推進を図るため、景観形成支援事業※2 を実施しています。

この事業は、景観条例により指定された「景観形成地区」、「景観形成重要建造物」等で行われる建築物等の修景行為について、工事費の助成や専門家の派遣等により支援し、また、「景観形成地区」等で住民団体等が良好な景観形成推進のために活動を行う場合にも専門家派遣や活動経費の助成により支援するものです。

※1　「景観の形成等に関する条例」（兵庫県）及び県下の市町が定める同様の条例

※2　（公財）兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成地区等内での修景費用の助成や景観形成に関する専門家の派遣を行う事業。助成や専門家派遣の申請窓口は市町

【景観アドバイザー派遣】

景観アドバイザー派遣は、前述の景観形成地区等において、新築･建替･修繕･模様替え等の建築行為を行おうとする個人または民間企業等（以下「依頼者」という。）の相談に対して、景観形成地区にふさわしい修景が行えるよう、景観形成に関する知識と実務実績のある建築士等の専門家（以下「景観アドバイザー」という。）を派遣し、アドバイスを行うものです。

また、地区の住民等で構成する団体やグループが行う景観形成に関する勉強会講師や景観形成推進活動に関するアドバイスのための派遣等も行います。

【景観アドバイザーバンク】

依頼者からの相談に応じて、迅速かつ適切なアドバイスを行うために、当センター内に「景観アドバイザーバンク」を設けて、景観保全･伝統的町なみ等に関する知識や技術と各景観形成地区が定める景観形成基準等を熟知した景観アドバイザーを派遣するための人材登録を行っています。

【専門家情報の公開・提供】

景観アドバイザーを登録した「景観アドバイザーバンク」は、景観形成に関することを相談できる専門家のデータベースとして、当センターホームページ（以下「ＨＰ」という。）で一般公開するとともに、市町にも情報提供しています。

【派遣報酬】

派遣報酬は派遣する回数や業務の内容等により異なります。詳しくは当センターＨＰに掲載の「景観形成支援事業実施要綱」（別表２）をご覧ください。

登録の要件、登録の申請方法は裏面をご覧ください。

●登録の要件等

1　登録の要件：以下のすべてに該当する者（兵庫県ヘリテージマネージャー登録者においては①②に該当する者）

①景観形成地区等において建築行為を行おうとする依頼者に対し、景観形成基準等の趣旨に沿って地区の景観形成に資する修景方法を適切に助言･指導できる者
②建築士の資格を有する者又は建築の設計及び施工等に関して建築士と同等の技術と知識を有する者
③伝統的建築物及び景観保全に関する十分な知識を有する者
④伝統的建築物及び景観保全に関する建築設計を行う能力または実務の実績を有する者

2　景観アドバイザー派遣用務について

公益財団法人である当センターが実施する事業であることから公益的用務となります。用務に際して、依頼者に対して自らの事務所や関係業者等を設計業務等の発注先として誘導することはできません。なお、依頼者が自主的に希望する場合はこの限りではありません。

3　登録申請の方法

当センターＨＰの「規程集」（右ＱＲコードでアクセス可）の「▸ 専門家派遣・関連規定」※3をお読みいただいた上で、「景観アドバイザー登録様式」に必要書類※4を添付して、PDF でメール送信または郵送により申請してください。

※3　「景観アドバイザーバンク設置･登録要領」「景観アドバイザー派遣・景観まちづくりコンサルタント派遣に関する事務手順」及び「景観アドバイザー派遣用務規定」

※4　景観アドバイザー登録様式は、「規程集」に掲載の表の下の方にワード様式で貼付けています。
⑴景観アドバイザー登録票(様式第２号)
⑵建築士免許証の写し
⑶「伝統的建築物及び景観保全に関する調査等及び伝統的建築物及び景観保全に関する建築設計等の実績の主な成果品(報告書･図面等の写し、写真等)」（返却可）
⑷建築に関する業務（景観に関する以外のものを含む）経歴表（様式第２号うら面とは別。様式は任意）
⑸兵庫県ヘリテージマネージャー登録者は登録票の資格等の欄に「ヘリマネ登録」と記してください。登録票の写しの添付は不要です。

4　登録申請受付期間

令和８年８月５日（水）～８月 25 日（火）

5　登録の決定

当センターにおいて申請書を審査し、登録の可否を決定します。審査結果はメールにより通知します。なお、センターＨＰ上の登録者名簿への掲載は９月上旬の予定です。

6　問合せ･申請用紙請求･申請先

〒650-0023 神戸市中央区栄町通 6-1-21 神明ビル５階
（公財）兵庫県まちづくり技術センター
まちづくり推進部まちづくり支援課（担当：豊嶋）
TEL　078-367-1263　　E-mail　machicen@hyogo-ctc.or.jp